

基本要件適合性チェックリストの改正(1基準)について(医薬機審発0918第1号:令和7年9月18日)

制定/ 改正等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第23条の2の23 第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称
改正	別表第3-618	1 体成分分析装置